

質問事項に対する回答

(国土交通省)

- (質問) 特殊車両通行許可申請は、紙による手続きでは申請者の記名または押印による申請が認められているが、オンライン手続では申請者の電子署名を必要としている理由を教えてください。

また、同許可申請に係るオンライン手続の利用拡大に向けた、本人確認方法の改善に関するこれまでの検討・実施の状況、今後の取組方針を教えてください。

(回答) 特殊車両通行許可申請は、車両を通行させようとする者が行うが、審査において道路管理者間で協議を行った場合には手数料が発生し、債権管理のために特定する必要があるため、また、許可条件等に違反して通行した申請者に指導警告・措置命令を行うこととなるため、電子署名による本人確認を行っている。

なお、窓口申請者に対して行ったアンケート調査では、オンライン申請を利用しない理由として電子署名のための費用負担の軽減を求める意見が多く、今後の更なる利用拡大のため、セキュリティを確保したうえでより費用負担の少ない本人確認方式を検討中である。

質問事項に対する回答

(国土交通省)

(質問)

平成 20 年に国土交通省として申請自体が少ない手続き、オンライン申請実績が低調な手続きを費用対効果等の観点から見直しを行い、平成 21 年度末に航空機登録に係る申請を含め約 2,000 件のオンラインによる手続きを停止したとのこと。今後、例えばシステムの共通化等を通じて運用費の低減が図られ、利便性の向上によって申請の増加が見込まれた場合には、再開の可能性が考えられるかどうか教えていただきたい。

(回答)

これまで、国民等と行政との間の実質的にすべての行政手続のオンライン化に向け、取組を行ってきたところであるが、平成 20 年 9 月に IT 戦略本部決定がされた「オンライン利用拡大行動計画」において、「利用率が極めて低調である等の手続のオンライン化については見直しを図るなど、メリハリの効いた対応を行うことが重要である。」とされたことから、当省においても、申請等そのものが極めて少ないもの、添付書類に原本確認等が必要な手続がありオンライン化になじまない手続等について、費用対効果向上のためのコスト縮減の観点から平成 22 年 3 月にオンライン化を休止したところである。

今後、「オンライン利用拡大行動計画」等に基づき、添付書類の削減等が図られ、オンライン化に馴染み、且つ、利用が見込まれる手続については再開の可能性があると考えている。

また、現在、国土交通省オンライン申請システムについては、機器構成の見直しなどによるコスト縮減に向けた検討を行っているところである。